

第2章 食料自給率向上に向けた取組

2011年度の食料自給率

○2011年度における我が国の食料自給率は、概算値でカロリーベース、生産額ベース、それぞれ39%、66%となっています。

経営所得安定対策

○加入申請件数は、20万94件で、昨年度の支払実績に比べ、2,343件増加しました。
○作付計画面積は、米の所得補償交付金は、11万9,596haで、昨年度の支払実績に比べ、3,564ha増加しました。水田活用の所得補償交付金（戦略作物）は、2万6,983haで、昨年度の支払実績に比べ741ha増加しました。特に加工用米、新規需要米など米（非主食用米）での作付けが昨年度に比べかなり増加しました。

表Ⅱ－２－１ 経営形態別、交付金別加入申請件数

（単位：件）

県	加入申請 件数	経営形態別				交付金別				
		個人	法人	集落 営農	構成戸数	米	水田活用	畑作物	加算交付金	
									再生利用 加算	規模拡大 加算
鳥 取	(271) 22,909	(262) 22,742	(7) 102	(2) 65	(▲ 30) 1,960	(197) 21,455	(792) 9,447	(377) 1,540	(1) 3	(2) 57
島 根	(▲ 444) 26,028	(▲ 458) 25,692	(5) 209	(9) 127	(180) 2,902	(▲ 285) 24,254	(851) 9,794	(160) 966	(5) 5	(▲ 10) 210
岡 山	(1,304) 27,088	(1,299) 26,936	(▲ 1) 96	(6) 56	(27) 1,461	(521) 23,002	(1,547) 15,024	(639) 1,335	(1) 1	(▲ 6) 82
広 島	(▲ 128) 33,704	(▲ 144) 33,331	(12) 295	(4) 78	(78) 1,344	(▲ 12) 31,867	(▲ 101) 12,485	(219) 900	(0) 0	(25) 97
山 口	(▲ 209) 26,714	(▲ 221) 26,411	(15) 197	(▲ 3) 106	(▲ 85) 1,743	(▲ 409) 24,619	(102) 11,284	(110) 508	(0) 0	(37) 147
徳 島	(1,337) 9,734	(1,333) 9,676	(3) 54	(1) 4	(31) 55	(195) 5,758	(1,319) 7,064	(65) 260	(2) 3	(▲ 7) 7
香 川	(▲ 251) 24,740	(▲ 264) 24,566	(12) 111	(1) 63	(▲ 95) 6,228	(▲ 35) 23,410	(▲ 119) 7,059	(162) 563	(0) 0	(65) 132
愛 媛	(604) 19,475	(605) 19,355	(1) 92	(▲ 2) 28	(▲ 88) 406	(737) 18,235	(937) 7,309	(80) 323	(0) 0	(▲ 25) 49
高 知	(▲ 141) 9,702	(▲ 154) 9,644	(10) 45	(3) 13	(58) 315	(▲ 78) 5,408	(▲ 89) 8,013	(25) 61	(0) 0	(▲ 1) 1
中国四国計	(2,343) 200,094	(2,258) 198,353	(64) 1,201	(21) 540	(76) 16,414	(831) 178,008	(5,239) 87,479	(1,837) 6,456	(9) 12	(101) 782

注：（ ）は昨年支払実績からの増減

表Ⅱ－２－２ 米の所得補償交付金申請書の作付計画面積

（単位：ha）

	米の所得 補償交付 金（10a控 除前）	水田活用の所得補償交付金（戦略作物）							畑作物の所得補償交付金				加算交付金	
		合計	麦	大豆	飼料作物	新規需要米	そば	加工用米	麦	大豆	そば	なたね	再生利用 加算	規模拡大 加算
鳥 取	(383) 13,044	(78) 2,872	(▲ 4) 114	(▲ 11) 630	(35) 1,012	(33) 714	(16) 302	(9) 89					(0) 1	(76) 129
島 根	(416) 17,457	(▲ 70) 3,402	(12) 662	(17) 682	(▲ 23) 591	(103) 882	(29) 382	(5) 189	108	553	313	11	(1) 1	(▲ 322) 273
岡 山	(925) 15,284	(228) 6,819	(▲ 14) 2,369	(51) 1,270	(5) 1,280	(29) 1,307	(12) 168	(137) 410	2,338	234	168	20	(1) 1	(▲ 65) 96
広 島	(728) 21,553	(65) 2,755	(4) 201	(▲ 1) 468	(48) 1,137	(67) 402	(7) 407	(▲ 59) 138					(…) 1	(82) 249
山 口	(478) 21,228	(369) 3,765	(114) 1,202	(14) 672	(39) 1,214	(44) 472	(21) 68	(135) 135	1,155	627	57	0	(…) -	(103) 610
徳 島	(114) 3,245	(32) 846	(5) 101	(9) 47	(30) 223	(▲ 29) 440	(7) 15	(11) 20	132	47	49	1	(4) 4	(▲ 12) 7
香 川	(▲ 21) 13,414	(82) 2,814	(6) 2,342	(▲ 5) 83	(36) 183	(38) 166	(7) 34	(…) -	2,298	46	37	7	(…) -	(78) 115
愛 媛	(388) 10,689	(▲ 45) 2,629	(▲ 39) 1,656	(▲ 9) 294	(73) 444	(10) 205	(1) 30	(1) 1	1,771	280	43	-	(…) -	(▲ 32) 44
高 知	(153) 3,682	(3) 1,082	(4) 7	(▲ 3) 113	(▲ 3) 306	(14) 625	(▲ 2) 10	(▲ 8) 20	5	105	10	-	(…) -	(▲ 1) 0
中国四国計	(3,564) 119,596	(741) 26,983	(46) 8,654	(31) 4,258	(159) 6,392	(169) 5,213	(107) 1,416	(227) 999	8,649	2,776	1,469	56	(6) 7	(▲ 93) 1,523

注：1 ラウンドの関係で合計数値は一致しない場合がある。

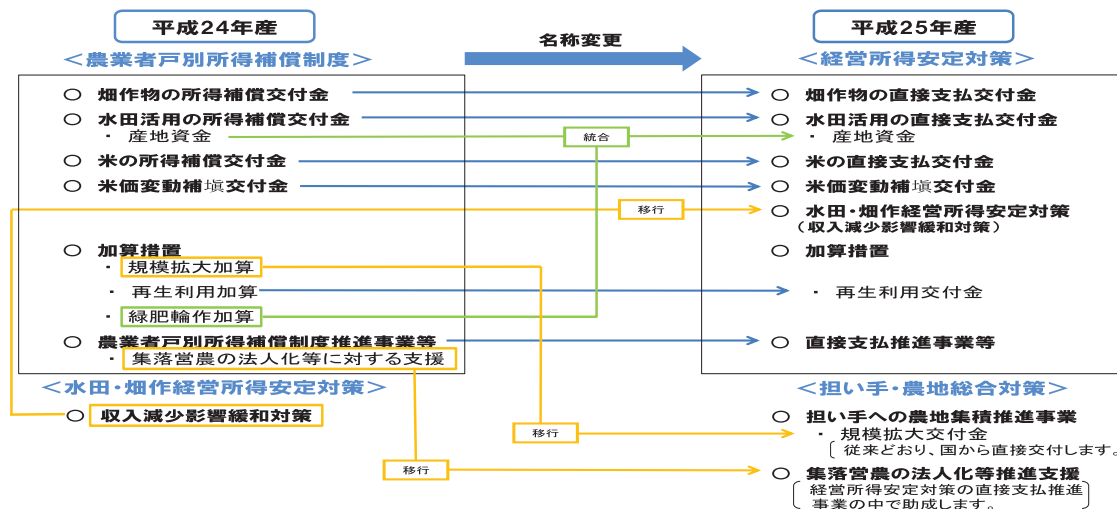
2（ ）は昨年の支払実績面積との増減面積。

3 新規需要米は米粉用米、飼料用米、WCS用稲の合計である。

平成 25 年産経営所得安定対策の概要

○平成 25 年産は、名称変更を行います。交付金、単価等基本的な枠組みは平成 24 年産と同じ仕組みで実施します。

図Ⅱ－２－１ 制度の名称変更等について



農地政策

（１）農地の利用及び流動化

○2011 年 12 月末現在の農業振興地域は、中国・四国地域の 202 市町村のうち、196 市町村で指定されています。

○2011 年 12 月 1 日現在の農業振興地域内の農用地区域内の農地面積は 35 万 900ha となっています。

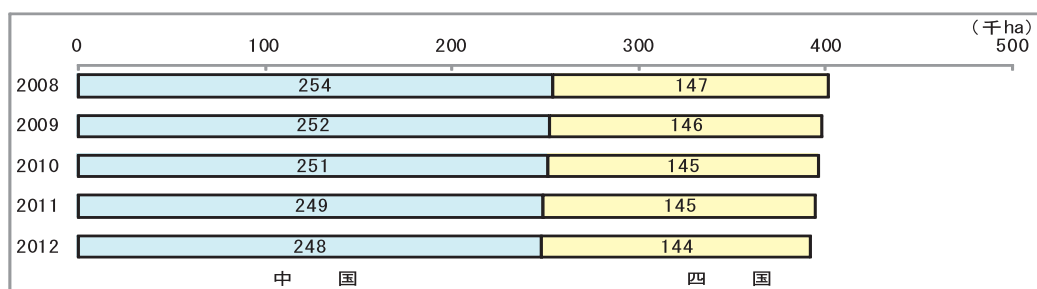
○2011 年の農地転用面積は 1,211ha で前年比 101%となっています。

○2012 年 7 月 15 日現在の耕地面積（田畑計）は 39 万 1,300ha で、前年に比べて 2,600ha（0.7%）減少しました。

○2011 年の農作物作付（栽培）延べ面積は 32 万 5,400ha で、前年に比べて 3,400ha（1.0%）減少しました。

○中国・四国地域における耕作目的の農地の権利移動面積（2011 年）は 1 万 7,248ha で、前年より 851ha 増加しました。

図Ⅱ－２－２ 地域別耕地面積の推移（中国・四国）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

（２）認定農業者等が経営する農地面積

- 2011 年 3 月末現在の中国・四国地域における「認定農業者（特定農業法人含む）、基本構想水準到達農業者、特定農業団体、集落内の営農を一括管理・運営している集落営農」が経営する農地の集積率は 21.6%で、都府県平均の 34.6%を 13 ポイント下回っています。
- 2011 年度における中国・四国地域の農地保有合理化事業のうち、売買事業による買入面積は 24.1ha、売渡面積は 40.5ha、貸借事業による借入及び貸付面積は、共に 298.4ha となっています。

表Ⅱ－２－３ 認定農業者等への農地集積率（2011 年 3 月末現在）

単位 : ha、%

県 名	① 耕地面積	② 認定農業者等が経営する農地面積		④＝②／① 農地集積率	
		うち 認定農業者	③ うち 認定農業者	⑤＝③／① うち 認定農業者	
鳥取県	35,100	7,238	6,152	20.6	17.5
島根県	38,400	10,033	7,704	26.1	20.1
岡山県	69,000	11,355	10,800	16.5	15.7
広島県	58,300	10,452	9,778	17.9	16.8
山口県	50,200	11,615	9,302	23.1	18.5
徳島県	31,100	5,536	4,964	17.8	16.0
香川県	32,000	8,512	4,707	26.6	14.7
愛媛県	53,500	14,252	13,168	26.6	24.6
高知県	28,700	6,602	5,560	23.0	19.4
中国・四国	396,400	85,596	72,133	21.6	18.2
都府県	3,436,000	1,190,189	995,747	34.6	29.0

資料：①は、農林水産省「耕地及び作付面積統計」、それ以外は、農林水産省経営局が推計

注：四捨五入の関係で、計と内訳が一致しない場合がある。

（３）企業等の農業参入の促進

- 2009 年 12 月に改正農地法が施行され、多様な主体による農業参入を促進していく観点から、農業生産法人以外の一般法人についても、貸借であれば、農地を適正に利用するなど一定の要件を満たす場合は、全国どこでも参入可能となるなど、新規参入の規制が大幅に緩和されました。
- 2012 年 12 月末現在、中国・四国地域では 206 法人（全国 1,071 法人）が新規に参入しています。

耕作放棄地対策

- 2008 年度の耕作放棄地全体調査の結果を踏まえ、耕作放棄地再生利用緊急対策（2009 年度創設）により、県協議会、地域協議会を設置し、国・協議会・利用者が連携しながら耕作放棄地対策の総合的な取組を進めています。
- 2013 年 3 月の中国・四国地域では、地域協議会は 202 市町村のうち 187 市町村で設置され、再生作業等については 81 市町村、再生面積は約 108ha で実施されました。

米の需給調整

○戸別所得補償制度下における需給調整は、達成・未達成によるペナルティ的な要素を無くし、農業者の主体的な経営判断により、参加・不参加を決めるものであり、できるだけ多くの農家の参加を誘導し、需要に見合った生産を推進するものです。

○戸別所得補償制度において、自給率向上に向けた戦略作物等に対する直接助成となる水田活用の所得補償交付金が措置されました。

2012 年産米の需給調整の実効性確保に向けて、県段階、市町村段階の関係機関に対し、水田活用の所得補償交付金を活用した新規需要米の取組拡大へ向けた推進行動を展開し、中国・四国地域における新規需要米の作付けは、2011 年産を上回る結果となりました。

○2013 年産米において、「県別優先枠」の達成に向け周知・推進を行い 2012 年産米の 5,210 t から 12,840 t と 7,630 t 増加となりました。

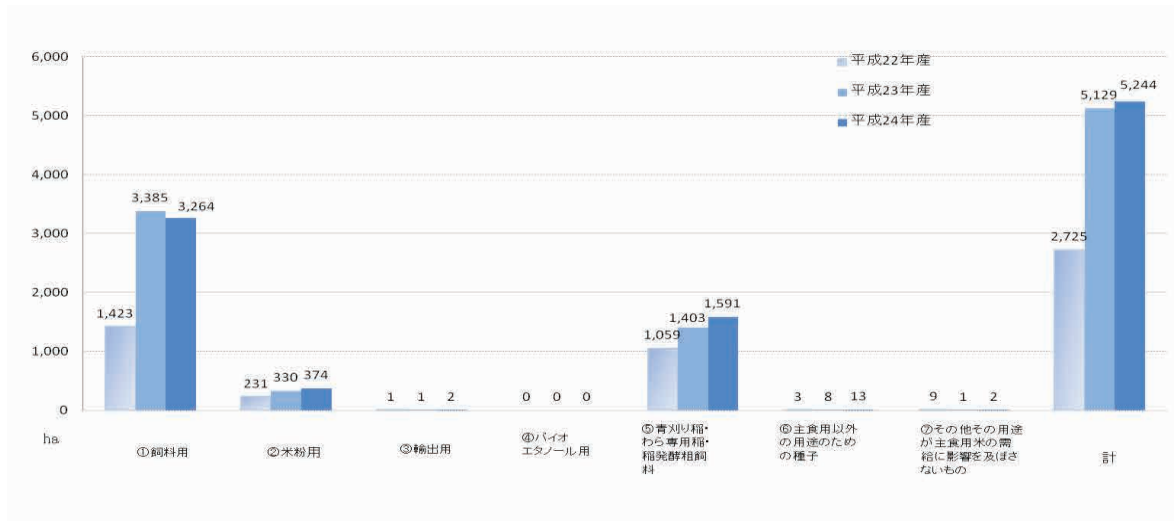
表Ⅱ－２－４ 2012 年産新規需要米の取組計画認定状況

	①飼料用		②米粉用		③輸出用		④バイオエタノール用		⑤稲発酵粗飼料用	⑥青刈り稲・わら専用稲	⑦主食用以外の用途のための種子		⑧その他その用途が主食用米の需給に影響を及ぼさないもの		合計	
	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	面積 (ha)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)	数量 (t)	面積 (ha)
鳥 取	2,212	420	48	9	1	0			281	1	8	2			2,270	713
島 根	3,056	588	123	24	3	1			267	13	10	2	0	0	3,191	894
岡 山	4,155	792	761	153	1	0			364	8	8	2			4,925	1,319
広 島	346	65	555	106	3	1			226	4	15	5	9	2	928	408
山 口	1,464	292	94	18	1	0			161	0	9	2			1,567	473
徳 島	1,709	365	66	14					60						1,775	439
香 川	572	115	89	18	1	0			33	6			0	0	662	172
愛 媛	562	112	30	6	1	0			86						593	204
高 知	2,253	515	122	26					81	0					2,375	622
管内計	16,329	3,264	1,888	374	11	2			1,559	32	50	13	9	2	18,286	5,244
全国計	183,431	34,525	34,521	6,437	2,524	454	2,793	450	25,672	369	664	133	194	52	224,127	68,091

資料：農林水産省「平成 24 年産新規需要米の取組計画認定状況」

注 1：需給調整カウントとなる新規需要米の取組として認定を受けたもの。

図Ⅱ－２－３ 新規需要米の取組面積（中国・四国地域）



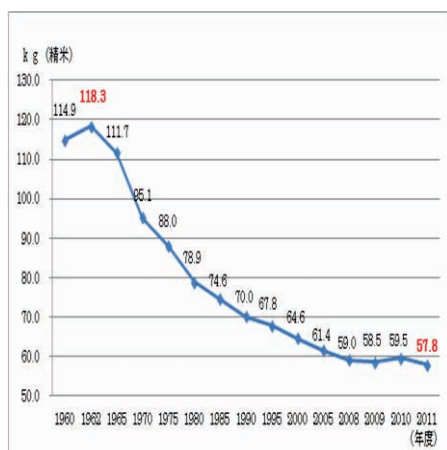
資料：農林水産省「平成 24 年産新規需要米の取組計画認定状況」

注 1：需給調整カウントとなる新規需要米の取組として認定を受けたもの。

米粉食品の利用拡大

- 米の一人当たり年間消費量は、食の欧米化や消費者ニーズの多様化等により、1962年度をピークに、2011年度では57.8kgとほぼ半減しています。
- 家庭での米の支出金額が初めてパンの支出金額を下回りました。
- 中国四国農政局では、米粉の普及・利用拡大により米の需要拡大、さらには食料自給率の向上を図るため、米粉関連団体等により構成される米粉食品普及推進協議会と連携して、講習会や各種の体験・実習等に取り組んでいます。
- 米粉用米の生産量は中国・四国地域では1,888t（2012年度）へと利用拡大しています。特に、米粉パンについては、食育・地産地消等の観点から学校給食への導入が推進されています。

図Ⅱ－２－４ 国民一人当たり
米の年間消費量の推移



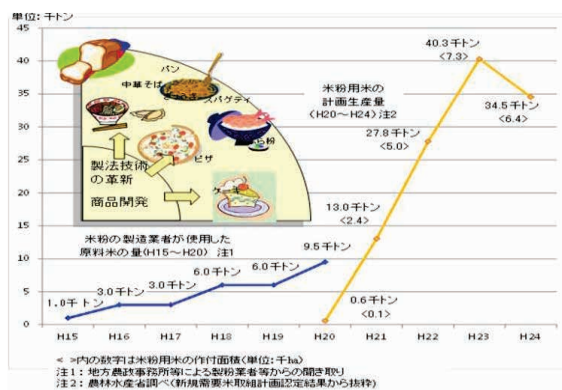
資料：農林水産省「食料需給表」

図Ⅱ－２－５
一世帯当たり支出金額の推移



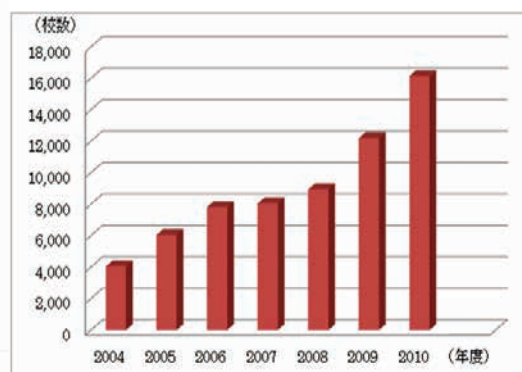
資料：総務省「家計調査」（二人以上世帯）

図Ⅱ－２－６
米粉用米の計画生産量の推移



資料：農林水産省

図Ⅱ－２－７
米粉パンの学校給食導入状況



資料：農林水産省